

令和3年9月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

令和3年9月29日、午前10時00分より太子町教育委員会を行政棟3階ホールに招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

太子町学校教育審議会の答申について（令和4年度以降の幼稚園スクールバス運行のあり方）

全国学力・学習状況調査について（資料は当日配布）

第6. 議事

議案第43号 太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第44号 太子町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第45号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

議案第46号 区域外就園の承諾に関する専決処理について

議案第47号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

第7. その他

(1)教育長人事について

(2)教育委員人事について

(3)教育委員会としてのメッセージについて

(4)辞意表明された教育委員の対応について

(5)教育長職務代理者について

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理者 圓尾 健太郎

委員 三浦 淳子・福田 秀樹・福本 充治

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	沖 汐 守 彦
教 育 次 長	栗 岡 正 則
管 理 課 長	改 野 学 由
社会教育課長	池 田 誠
文化推進課長	田 村 三 千 夫
管 理 課 主 査	武 中 俊 明
管 理 課 主 事	免 田 和 佳 奈

●開会・教育長あいさつ

教育長 定刻になりましたので、9月の定例教育委員会を始めさせていただきます。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回の定例教育委員会の会議録の署名を福田委員、福本委員にお願いします。続いて、本日の会議録の署名を圓尾委員、福本委員にお願いします。また、本日の第45号議案から第47号議案につきましては、個人情報の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 最初に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

●行事結果・予定報告

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。

<9・10・11月の行事結果及び行事予定報告の説明>

教育長 9・10・11月の行事結果及び行事予定について説明いたしましたが、これについて何かご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②太子町学校教育審議会の答申（令和4年度以降の幼稚園スクールバス運行のあり方）について、③全国学力・学習状況調査について、の3件です。なお、全国学力・学習状況調査については管理課長から報告します。

まず、太子町教育委員会後援名義使用許可について、2件の届出があります。1件目の申請者は、太子町子ども会連絡協議会 会長 是川 賢一氏です。事業名は令和3年度太子町子ども会連絡協議会アジャタ交流会でございます。

実施日時は令和3年11月6日（土）午前9時30分から正午までです。実施場所は太子町立町民体育館で、事業目的は子どもたちの思考力を高め、交流を深めるとともに、豊かな感性を育成していくことを目的として行われます。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

教育次長 2件目の申請者も太子町子ども会連絡協議会 会長 是川 賢一氏です。事業名は令和3年度第33回太子町子ども会連絡協議会将棋大会でございます。実施日時は令和3年11月27日(土)です。実施場所は太子町立文化会館(丸尾建築あすかホール)で、事業目的は子どもたちの思考力を高め、交流を深めるとともに、豊かな感性を育成していくことを目的として行われます。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて説明をお願いします。

教育次長 次に、太子町学校教育審議会の答申(令和4年度以降の幼稚園スクールバス運行のあり方)について、報告します。8月27日に令和4年度以降の太田幼稚園区3自治会(山田・原・原池)におけるスクールバス等による通園支援のあり方について審議会に諮問したところ、「令和5年度末まで事業を継続することが望ましいと考える。継続にあたっては、事業が効率的に運営されるよう柔軟に検討すること」との答申を得たものです。来年度の幼稚園募集の際に、周知してまいります。

教育長 ご意見、ご質問等ございますか。

各委員 ありません。

教育長 では、続いて全国学力・学習状況調査について説明をお願いします。

教育次長 全国学力・学習状況報告の詳細についてです。詳細については管理課長が申し上げます。

管理課長 全国学力・学習状況調査について説明させていただきます。調査は令和3年5月27日(木)に実施されました。調査事項は児童生徒に対する調査として、国語、算数・数学及び児童生徒と学校に対する質問紙調査でした。調査対象は小学校6年生と中学校3年生で、調査当日は全国の国公立学校と一部の私立学校の小学生約100万5600人と中学生93万3000人が解答(回答)をしております。本調査の目的は児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに児童・生徒への指導の充実・学習環境の改善等に役立てることであります。来月以降、本調査を詳細に分析し、検証結果をこの場でご説明いたします。

教育長 ご意見・ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、議事に移りたいと思います。議案第45号から議案第47号につきましては、個人情報のため非公開とさせていただきます。では議案第43号からお願いします。

## ●議案

文化推進課長 <議案第43号「太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」説明>

開館28年目を迎えて、設備・備品や定員について、何度か改正を重ねてきておりますが、この度も実態と規則にズレが生じておりますので、修正を目的とするものです。全部で4点あります。

1 点目ですが、ステージスピーカー及びはね返りスピーカーについては、客席を向いているか演者を向いているかの違いであり、スピーカーとしての役割は同じであるため、品目を移動用スピーカーに統一します。2 点目ですが、移動式スクリーンを備品購入したことにより、品目の追加と 1 台 200 円で使用料を徴収することとしております。当該備品は 4 年間で減価償却することを踏まえ、料金設定をしております。3 点目ですが、会議室の定員について、改修時にソファを撤去しており、現在は定員 26 人で運営しているため、30 人から 26 人に変更します。4 点目ですが、中央公民館解体後はふれあいホールを文化会館で管理運営していますが、定員や収容人数が規則で定められていなかったため、40 人と規定します。これは、文化会館の創作室がほぼ同じ面積で 40 人と規定していることから、同数としております。また、3 点目にも共通することですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、「定員の半数まで使用を認める」といったようなケースを想定した場合、定員に関する規定を整理・追記する必要があると考えております。施行日は 10 月 1 日からとしております。以上です。

教育長

ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 43 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

では、次に議案第 44 号について説明をお願いします。

管理課主査

議案第 44 号に入る前に、私の方から「行政手続きに関する押印の見直しに係る方針」について説明させていただきます。令和 3 年 4 月以降、教育委員会のみならず全庁的に行政手続きに関する押印の見直しを進めてまいりました。10 月 1 日以降、押印を求めておりました手続きのうち、726 件の手続きについて押印を廃止することとなりました。押印廃止後の申請書等の様式が町ホームページ等で公開されます。今回押印を廃止する手続きの大半は、条例や規則の中に押印を求める等の規定がないため、例規改正の必要はありませんが、今回上程している議案第 44 号の規則の中に届出に際して押印を求めるという規定がありましたので、規則改正の必要が生じました。詳細については社会教育課長から説明します。

社会教育課長

それでは、議案第 44 号「太子町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

先ほど事務局職員が説明しましたとおり、太子町指定文化財に関する申請書の様式が、規則の中で定められているため、押印廃止の方針に伴い規則変更の必要が生じたものです。具体的に対象となる申請書は、新旧対照表に記載しておりますが、合計 11 種類の様式がございます。いずれも、文化財の所有者や管理者等、住民の皆様から出していただく書類について押印を廃止いたします。なお、施行日は 10 月 1 日からを予定しております。以上です。

教育長

ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 44 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長           では議案第 45 号から議案第 47 号については非公開となります。事務局より説明をお願いします。

管理課長       <議案第 45 号「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」説明>  
<議案第 46 号「区域外就園の承諾に関する専決処理について」説明>  
<議案第 47 号「令和 3 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」説明>

上記 3 議案については個人情報保護のため非公開

## ●その他

教育長           次に、その他の報告と協議について申し上げます。全部で 5 点ございます。

1 点目は、教育長人事ですが、先日の太子町議会定例会において同意を経て、10 月 1 日付で榑野正樹さんが新教育長に任命されることとなりました。町内在住の方で、姫路市内で中学校長の経験があります。

2 点目は、教育委員人事ですが、同定例会において同意を経て、10 月 1 日付で杉本泰代さんが新教育委員に任命されることとなりました。龍田校区にお住まいです。

これらの人事は、新教育委員会制度のもとでは町長が任命しますので、辞令交付は町長室で執り行われる予定です。案内も町長部局から発送されます。

3 点目は、町議会議長からの「町政混乱解消に係る要望書」に対する回答と、教育委員会から町民へのメッセージ案をお手元に配布しております。教育委員会案は、9 月 30 日発出を予定しておりますが、鑑文が 1 枚と町民メッセージを 2 枚用意しております。一方で、本日の朝、副町長から町長部局案として文書を手渡されました。同じくお手元に配布しております。

これらを今から教育委員の皆様にお諮りしたいと考えています。ご意見を頂戴し、町長案で了承を得たら、その旨を副町長に伝えて、町長と教育委員が連名で文書が出ることとなります。受け入れられないということでしたら町長とは別に教育委員会案で文書を発出することとなります。町民へのメッセージを出すのか出さないのか、メッセージを出すとすれば、どのような形で出すのか、お考えをお聞かせ願います。

まず読んでいただくために、しばらく休憩を取りますので、各自ご確認ください。

10 時 40 分中断

11 時 00 分再開

教育長           再開します。それでは、委員のお考えをお願いします。

委員           私は教育委員会作成の文書を採用いただきたいと思います。町長部局案では教育委員が伝えたい想いがうやむやにされており到底承服できません。特に、教育長や教育委員は自分達の要望が通らないから辞意を表明し、物事を大げさにしていると言われることは本意ではありません。従って、教育委員会作成文書のなかでも別紙②の箇所を消すこと

はないようにお願いします。

委員 私も町民の皆様確実に伝わるように教育委員会が作成した文書を使用すればいいと思います。協議が決裂しているにも関わらず連名で文書を出すことはできません。

委員 教育委員会で作成されたものを使用することが望ましいと思います。町長と連名で発出する必要はないと思います。9月7日に議会からの要望書を踏まえて町長とお話した際に、町長から初めて「総合教育会議での軽率な行動を謝罪したい、教育委員会の独立性を尊重したい」とおっしゃられたのですが、それが町長からメッセージとして発信されていないのはおかしいのではないかと思います。そこを隠してしまっただけでは意味がないのではないのでしょうか。議会からの要望書なので、しっかり自分の意見を載せてもらいたいです。次に、議会からの要望書の3のところで原因と経過に関する説明責任を果たしてほしいとのご指摘に対しても、町長部局作成のメッセージでは明らかにされていないと思います。原因と経過の説明に関しては、教育委員会が作成した文書に正確に記載されていますので、どうしても連名で出すのであれば、教育委員会が作成した町民メッセージに町長も名前を連ねていただきたいと思います。それができないのであれば別々に文書を発出するしかないと考えます。

委員 町長と教育委員会とで別々にメッセージを発出すればいいと思います。時系列を見ても、8月・9月のことについては記載されていますが、それ以前のことは記載されていないため、教育委員会で町民メッセージを発出したほうが詳細を伝えることができると思います。教育委員会作成の文書についても、もう少し教育委員会独立性の軽視の姿勢や町長の予算査定に関する姿勢を町民の皆様に分かるようにはっきりと記載すべきだと思います。

教育長 ありがとうございます。町民の皆様へというところで、「今回の混乱の基軸は地教行法に基づく教育委員会の独立性の堅持であったと考えています。」「4月以降、町長との混乱を解決するために努力してきましたが、本日まで解決に至らなかったことは残念に思います。」という文言をしっかりと入れておきます。結論としては、町長とは連名ではなく教育委員会としてメッセージを出すこととし、もし、町長側からもこのことについてメッセージが発信されるのであれば、町長名で責任をもって回答していただくということでいかがでしょうか。

各委員 異議ありません。

教育長 4点目ですが、辞意表明された教育委員の対応についてです。前回4月23日に行われた臨時会で3人の教育委員が辞意を表明されております。うち、1人については今月末が任期満了となりますが、これについて、ご意見をいただければと思います。

委員 教育委員で協議を行った結果、我々の総意を申し上げます。  
この半年の間、首長との対立の中で、先般辞意を表明した委員もおりましたが、辞意表明を撤回し、10月から新教育長のもとで、子どもたちや学校現場の意見を尊重しながら太子町教育の発展のために一生懸命取り組んでいきたいと考えます。新型コロナウイルス問題もまだまだ続くことが予想されますし、課題に向けて各々の任期満了まで力を尽くしてまいります。

教育長 ありがとうございました。

5 点目として、教育長職務代理者について、決めさせていただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本町でも平成 30 年 10 月から新制度の教育委員会に移行しておりますが、新制度下では、同法第 13 条第 2 項において「教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う」とあります。旧教育委員会制度では、教育委員長を 2 年間ずつ務めていただいております。新教育委員会制度でもそれを引き継ぐ形で、「任期は 1 年とし、特別な事情がない限り原則 2 期務める」というこれまでの経緯があります。

圓尾委員の任期が 1 年経過しようとしています。教育長職務代理者は今後どのようにすればよろしいでしょうか。ご意見をお願いします。

圓尾委員 私は会社員として勤務しており、時間的な制約があります。今後も教育委員会として独立が損なわれるような事態となった際に、私の力不足により、皆様に迷惑をおかけする可能性もありますので、学校現場のことを熟知されている福田委員に教育長職務代理者をお願いできたらと思います。

福田委員 教育長不在という最悪の事態に陥ったとき、圓尾委員と比べると、私の方が時間がとれますので、交代させていただくことも考えましたが、なんとかそのような事態は回避されました。圓尾委員はこれまで教育長とともに教育長職務代理者として、本町教育委員会をまとめてくださり、子どもたちのことを第一に考えて行動されてこられましたので、圓尾委員が適任と考えます。

福本委員 私は圓尾委員と福田委員どちらがと言える立場にありませんが、圓尾委員の教育長職務代理者としてのこれまでの貢献には大変感謝しております。

教育長 では、これまでの慣例もありますので、令和 4 年 9 月末まで、引き続き圓尾委員を指名してよろしいですか。異議はございませんか。

各委員 異議ありません。

教育長 では、圓尾委員から一言お願いします。

圓尾委員 今後もしろいろとご迷惑おかけすることもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

教育長 その他事務局から報告ありますか。

管理課長 <新型コロナウイルスに関する PCR 検査受検者、濃厚接触者等の統計について説明>

社会教育課長 <①町民体育大会の実施日程の延期について説明、②町民体育館網戸設置等について説明、③太田公園防球ネットの工事について説明>

文化推進課長 <①公募美術展について説明、②町民芸術祭について説明、③V 1（カラオケ）コンテスト、FMコンサートの募集について説明>

委員 町民体育大会の開会式について、行事予定では中止となっていましたが、今後の話し合いの中で実施するという事はありますか。

社会教育課長 万が一、開会式を行うこととなった際は教育委員の皆様にご連絡させていただきます。

委員 同じく公募美術展の表彰式についてですが、各教育委員も参加するという事でよろしいですか。

文化推進課長 参加いただく予定です。

教育長 他に連絡事項がないようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。新教育長

の予定によっては変更の可能性もありますが、次回の定例会は 10 月 26 日（火）午前 10 時に開会予定でお願いします。それではこれもちまして 9 月の定例会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

令和 3 年 9 月 29 日 正午 閉議